

# 令和6年度(令和5年分)市民税・県民税申告の手引き

## 市民税・県民税申告が必要な方

※申告相談期間中は会場が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。郵送での提出にご協力をお願いします。

令和6年1月1日現在で長岡市内にお住まいの方  
(ただし、以下の「市民税・県民税申告が不要な方」のいずれかに該当する場合を除きます。)

## 市民税・県民税申告が不要な方

- ①所得税の確定申告をする方
- ②給与収入のみで勤務先から長岡市へ給付と支払報告書の提出がある方  
※提出の有無は勤務先を確認してください。
- ③公的年金等の収入のみの方

## 昨年中に収入がなかった方、非課税所得のみであった方

マイナンバーカードを使って、スマホやパソコンからも申告ができるようになりました。  
詳しくは市のホームページをご覧ください。



## ◆昨年中に収入がなかった方・非課税所得のみであった方について

申告の義務はありませんが、国民健康保険料等の各種保険料や保育料といった各種制度の判定に影響が出たり、所得・課税証明書の発行ができないといった支障をきたすことがありますので、申告書の提出をお勧めします。

申告書記入の際は以下の手順で記入してください。

- ①住所、個人番号、氏名、生年月日、電話番号を記入する。
- ②所得金額「合計②欄」に「0」と記入する。
- ③所得から差し引かれる金額「基礎控除②欄」に「430,000」と記入する。
- ④所得から差し引かれる金額「合計②欄」に「③から②」の合計額を記入する。
- ⑤所得から差し引かれる金額「合計②欄」に「④から②」の合計額を記入する。
- ⑥申告書左下の「★前年(令和5年)中に収入がなかった方はこの欄に記入してください。」欄の当てはまる番号に○をつけて必要事項を記入する。

★前年(令和5年)中に収入がなかった方はこの欄に記入してください。

|       |   |  |       |
|-------|---|--|-------|
| (記入例) | 1 | 右の者に扶養されていた。<br><small>(住所)<br/>(氏名)</small> | (続柄)  |
|       | 2 | 遺族年金・障害年金・福祉年金等を受給していた。                      |       |
|       | 3 | その他(理由及び生活費の出所等について)                         | 貯金で生活 |

## <基礎控除のみの場合の記入例>

|              |         |
|--------------|---------|
| 合 計          | 0       |
| 社会保険料控除      | ③       |
| 小規模企業共済等掛金控除 | ④       |
| 生命保険料控除      | ⑤       |
| 地震保険料控除      | ⑥       |
| 寡婦、ひとり親控除    | ⑦       |
| 勤労学生・障害者控除   | ⑧       |
| 配偶者(特別)控除    | ⑨       |
| 扶養控除         | ⑩       |
| 基礎控除         | 430,000 |
| ③から⑩までの計     | 430,000 |
| 雑損控除         | ⑪       |
| 医療費控除        | ⑫       |
| 合 計          | 430,000 |

## 申告時に必要なもの

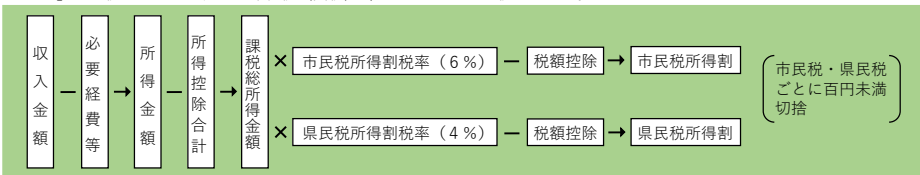
- ①令和6年度(令和5年分)市民税・県民税申告書
- ②マイナンバーカード又は通知カード等の番号確認書類と運転免許証等の身元確認書類  
※申告書の「個人番号」欄については、記載がない場合も申告書として有効です。
- ③収入に関する証明書(給与又は公的年金等の源泉徴収票、個人年金の支払証明書等)
- ④営業、農業、不動産収入があった方は、作成済みの収支内訳書
- ⑤各種控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金等)に関する証明書や領収書
- ⑥医療費控除を受ける方は、作成済みの医療費控除明細書  
※医療費通知(健康保険組合等が発行する書類)の額で申告する場合、医療費通知の添付が必要です。

申告書や収支内訳書、医療費控除の明細書等は、市のホームページからダウンロード・印刷が可能です。



## ●市民税・県民税の計算方法

市民税・県民税は「均等割」と「所得割」の合計額です。「均等割」は市民税3,000円、県民税1,000円で、「所得割」は前年中の所得金額に応じて次の図式で計算します。分離課税の計算方法については市民税課にお問い合わせください。なお、令和6年度から「均等割」が課税される方は、森林環境税(国税)1,000円が併せて課税されます。



## ●非課税の範囲

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ②障害者、寡婦、ひとり親、未成年で合計所得金額が135万円以下の方
- ③被扶養者(16歳未満の被扶養者を含む)の人数に応じて、所得金額が下記の基準金額以下の方

|         |          |            |            |            |            |                              |
|---------|----------|------------|------------|------------|------------|------------------------------|
| 被扶養者人数: | 0人       | 1人         | 2人         | 3人         | 4人         | 被扶養者1人以上の場合の算式               |
| 均等割     | 415,000円 | 919,000円   | 1,234,000円 | 1,549,000円 | 1,864,000円 | 315,000円×(1+被扶養者人数)+289,000円 |
| 所得割     | 450,000円 | 1,120,000円 | 1,470,000円 | 1,820,000円 | 2,170,000円 | 350,000円×(1+被扶養者人数)+420,000円 |

●収入及び所得について(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの分について計算してください。)

◎表中、ア～シ及び①～⑩は市税・県民税申告書の該当箇所です。

|      |  |   |
|------|--|---|
| 営業等  | 製造業、卸売業、小売業、建設業、飲食店業、外交員、サービス業、私塾の経営などから生ずる所得<br>(ア 収入金額 - 必要経費 = ① 所得金額)  |   |
| 農業   | 米、野菜、果樹などの栽培又は生産などから生ずる所得<br>(イ 収入金額 - 必要経費 = ② 所得金額)  |   |
| 不動産  | 土地や建物の貸付けにより生ずる所得 (受取小作料も該当します。)<br>(ウ 収入金額 - 必要経費 = ③ 所得金額)   |   |
| 利子   | 公社債や預貯金の利子等の所得 (源泉徴収されているものを除く。)<br>(エ 収入金額 = ④ 所得金額)  |   |
| 配当   | 法人から受ける剰余金の配当、公募証券投資信託等の収益の分配などの所得(上場株式分は源泉徴収により原則申告不要です)<br>(オ 収入金額 - 元本取得のために要した負債の利子 = ⑤ 所得金額)                          |   |
| 給与   | 給料、俸給、賃金などの所得<br>(カ 収入金額 - 給与所得控除額 = ⑥ 所得金額) 計算方法については、下記表1参照  |   |
| 雑    | 公的年金等  | 国民年金、厚生年金、共済年金等の所得<br>(キ 収入金額 - 公的年金等控除額 = ⑦ 所得金額) 計算方法については、下記表2参照 |
|      | 業務   | 副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの<br>(ク 収入金額 - 必要経費 = ⑧ 所得金額)                |
|      | その他  | 他の所得に当てはまらない所得 (個人年金など)<br>(ケ 収入金額 - 必要経費 = ⑨ 所得金額)                 |
| 総合譲渡 | 機械、車両、ゴルフ会員権等の資産の譲渡による所得<br>取得の日からの保有期間が5年以下の場合は短期譲渡所得、5年を超える場合は長期譲渡所得となります。<br>(収入金額 - 必要経費 - 特別控除(最高50万円) = コ, サ 所得金額) ※ |   |
| 一時   | 生命保険契約の満期・解約による一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得<br>(収入金額 - 必要経費 - 特別控除(最高50万円) = シ 所得金額) ※   |   |

※総合長期譲渡所得と一時所得の課税対象となるのは、「収入金額 - 必要経費 - 特別控除(最高50万円)」の1/2の金額です。  
(サ + シ) × 1/2 + コ = ⑩

表1 給与と所得の速算表

| 給与等の収入金額の合計額            | 給与と所得の金額        | 給与等の収入金額の合計額            | 給与と所得の金額                          |
|-------------------------|-----------------|-------------------------|-----------------------------------|
| ～ 550,999円              | 0円              | 1,628,000円 ～ 1,799,999円 | 収入金額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てる(算出金額：A) |
| 551,000円 ～ 1,618,999円   | 給与収入 - 550,000円 | 1,800,000円 ～ 3,599,999円 | A × 2.4 + 100,000円                |
| 1,619,000円 ～ 1,619,999円 | 1,069,000円      | 3,600,000円 ～ 6,599,999円 | A × 2.8 - 80,000円                 |
| 1,620,000円 ～ 1,621,999円 | 1,070,000円      | 6,600,000円 ～ 8,499,999円 | A × 3.2 - 440,000円                |
| 1,622,000円 ～ 1,623,999円 | 1,072,000円      | 8,500,000円 以上           | 収入金額 × 0.9 - 1,100,000円           |
| 1,624,000円 ～ 1,627,999円 | 1,074,000円      |                         | 収入金額 - 1,950,000円                 |

表2 公的年金等に係る雑所得の速算表 < 所得金額 = A × B - C >

| 年齢区分                           | A 公的年金等の収入金額の合計額        | B 割合 | C 控除額 (公的年金以外の所得別) |            |            |
|--------------------------------|-------------------------|------|--------------------|------------|------------|
|                                |                         |      | 1千円以下              | 2千円以下      | 2千円超       |
| 65歳未満の方<br>(昭和34年1月2日以後に生まれた方) | ～ 1,299,999円            | 100% | 600,000円           | 500,000円   | 400,000円   |
|                                | 1,300,000円 ～ 4,099,999円 | 75%  | 275,000円           | 175,000円   | 75,000円    |
|                                | 4,100,000円 ～ 7,699,999円 | 85%  | 685,000円           | 585,000円   | 485,000円   |
|                                | 7,700,000円 ～ 9,999,999円 | 95%  | 1,455,000円         | 1,355,000円 | 1,255,000円 |
| 65歳以上の方<br>(昭和34年1月1日以前に生まれた方) | ～ 3,299,999円            | 100% | 1,100,000円         | 1,000,000円 | 900,000円   |
|                                | 3,300,000円 ～ 4,099,999円 | 75%  | 275,000円           | 175,000円   | 75,000円    |
|                                | 4,100,000円 ～ 7,699,999円 | 85%  | 685,000円           | 585,000円   | 485,000円   |
|                                | 7,700,000円 ～ 9,999,999円 | 95%  | 1,455,000円         | 1,355,000円 | 1,255,000円 |
|                                | 10,000,000円 以上          | 100% | 1,955,000円         | 1,855,000円 | 1,755,000円 |

※所得金額調整控除について (注) 1、2ともに給与所得から控除

1 給与等の収入金額が850万円を超え、(1)～(3)のいずれかに該当する場合

- (1) 特別障害者に該当する
- (2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

控除額 = (給与等の収入金額 ※ - 850万円) × 10%

※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円が限度

2 給与と所得と公的年金所得双方があり、合計額が10万円を超える場合

控除額 = (給与と所得 ※ + 公的年金所得 ※) - 10万円

※給与・年金ともそれぞれ10万円を超える場合は、それぞれ10万円が限度

|     |   |   |      |     |
|-----|---|---|------|-----|
| 収入金 | 配 | 給 | 与    | 所得  |
|     |   |   | 公的年金 | 雑所得 |

下記区分番号を記入してください

- 1 左記1に該当する場合
- 2 左記2に該当する場合
- 3 左記1及び2に該当する場合

●所得控除(所得から差し引かれる金額)及び税額控除(税額から差し引かれる金額) ※小数点以下切上げ

**社会保険料控除** 前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料等を支払った場合は、全額を控除できます。  
※ただし、配偶者やその他の親族の年金から差し引かれた社会保険料は、差し引かれた方の控除になります。

**小規模企業共済等掛金控除** 前年中に小規模企業共済法に規定する共済契約の掛金、確定拠出年金法に規定する個人型年金の加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合は、全額を控除できます。

前年中に一定の生命保険料、介護医療保険料又は個人年金保険料を支払った場合は、下表の計算式で計算した控除額を控除できます。※所得税と住民税では計算方法が異なりますのでご注意ください。

|                 |                             | 旧生命保険料 (一般) |                               | 旧個人年金保険料 |  | ※旧契約・新契約の両方の保険料を支払った場合は、それぞれの契約区分ごとに控除額を算出し、合計します。その場合の限度額は28,000円です。ただし、旧契約分のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約分のみで計算した控除額を適用することができます。 |   |
|-----------------|-----------------------------|-------------|-------------------------------|----------|--|--|---|
| 支払った保険料         | A: (合計)                     | 円           |                               | B: (合計)  |  |  | 円 |
| A・Bの金額          | 控除額(最高35,000円)              |             | 控除額(最高35,000円)                |          |  |  |   |
| ～15,000円        | Aの金額                        | 円           | Bの金額                          | 円        |  |  |   |
| 15,001円～40,000円 | C: $A \times 0.5 + 7,500$ 円 | 円           | D: $B \times 0.5 + 7,500$ 円   | 円        |  |  |   |
| 40,001円～        | A: $0.25 + 17,500$ 円        | 円           | D: $B \times 0.25 + 17,500$ 円 | 円        |  |  |   |

|                 |                             | 新生命保険料 (一般) |                             | 新個人年金保険料 |                             | 介護医療保険料 |   |
|-----------------|-----------------------------|-------------|-----------------------------|----------|-----------------------------|---------|---|
| 支払った保険料         | E: (合計)                     | 円           |                             | F: (合計)  |                             | G: (合計) |   |
| E・F・Gの金額        | 控除額(最高28,000円)              |             | 控除額(最高28,000円)              |          | 控除額(最高28,000円)              |         |   |
| ～12,000円        | Eの金額                        | 円           | Fの金額                        | 円        | Gの金額                        |         | 円 |
| 12,001円～32,000円 | H: $E \times 0.5 + 6,000$ 円 | 円           | I: $F \times 0.5 + 6,000$ 円 | 円        | J: $G \times 0.5 + 6,000$ 円 |         | 円 |
| 32,001円～        | E: $0.25 + 14,000$ 円        | 円           | F: $0.25 + 14,000$ 円        | 円        | G: $0.25 + 14,000$ 円        |         | 円 |
| 合計              | K: C + H(最高28,000円)         | 円           | L: D + I(最高28,000円)         | 円        | M: J                        |         | 円 |

※Cのみで28,000円を超える場合はCの金額 ※Dのみで28,000円を超える場合はDの金額

▶生命保険料控除額 **生命保険料控除額 (K + L + M)** 円 (最高7万円)

**地震保険料控除** 前年中に地震保険料を支払った場合は、下表の計算式で計算した控除額を控除できます。なお、保険契約の区分に地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合、どちらか一方の保険料で控除額を計算します。控除額が高くなる方で計算してください。※所得税と住民税では計算方法が異なりますのでご注意ください。

|         |                   | 地震保険料 |  | 旧長期損害保険料 |                             |   |
|---------|-------------------|-------|--|----------|-----------------------------|---|
| 支払った保険料 | A: (合計)           | 円     |  | B: (合計)  |                             | 円 |
| Aの金額    | C: $A \times 0.5$ | 円     |  | Bの金額     | 旧長期損害保険料控除額(最高10,000円)      |   |
|         |                   |       |  | ～5,000円  | D: Bの金額                     |   |
|         |                   |       |  | 5,001円～  | D: $B \times 0.5 + 2,500$ 円 |   |

▶地震保険料控除額 **地震保険料控除額 (C + D)** 円 (最高25,000円)

令和5年12月31日現在、あなたが下表に該当する場合、下表の金額を控除できます。

|                |      | 該 当 者  |  | 控除額  |
|----------------|------|--|--|------|
| 寡婦控除<br>ひとり親控除 | 一般寡婦 | 所得500万円以下、離別かつ子以外の扶養親族がいる方                           |  | 26万円 |
|                |      | 所得500万円以下かつ配偶者と死別した方(扶養親族の有無は問わない)                   |  |      |
|                | ひとり親 | 所得500万円以下かつ生計一の(総所得金額等が48万円以下)の子がいる方(婚姻歴の有無や性別は問わない) |  | 30万円 |

**勤労学生控除** あなたが大学や高校等の学生や生徒で、自己の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得、雑所得があり、かつ合計所得金額が75万円以下で、自己の勤労に基づかない所得が10万円以下の場合 →26万円

あなたがあなたとの同一生計配偶者や扶養親族が障害者である場合、下表の金額を控除できます。

|       |           | 該 当 者   |  | 控除額  |
|-------|-----------|---|--|------|
| 障害者控除 | 障 害 者     | 身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級など             |  | 26万円 |
|       | 特 別 障 害 者 | 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級など               |  | 30万円 |
|       | 同居特別障害者   | 特別障害者のうち、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している方 |  | 53万円 |

|   |   |  |                       |                       |                   |                   |                   |                   |                   |        |
|---|---|--|-----------------------|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------|
| 配偶者控除   | 令和5年12月31日(年の中で死亡した方は死亡した日)現在、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合は下表の控除額を控除できます。  |  |                       |                       |                   |                   |                   |                   |                   |        |
|   |   | 該 当 者  |                       | 控除額                   |                   |                   |                   |                   |                   |        |
|   | 配偶者   | 下記以外の方   |                       |                       | 33万円              |                   |                   |                   |                   |        |
|   | 老人配偶者(70歳以上)  | 昭和29年1月1日以前に生まれた方                                      |                       |                       | 38万円              |                   |                   |                   |                   |        |
| ※ 申告者の合計所得金額が一定の範囲にある場合、減額されて適用されます。※ ( )内は老人配偶者の適用の場合<br>合計所得金額が ①900万円まで…減額なし ②950万円まで…22万円(26万円) ③1,000万円まで…11万円(13万円)<br>④1,000万円超…控除額の適用はありませんが、同一生計配偶者として申告できます。同一生計配偶者が障害者手帳等を所有している場合、障害者控除が適用できます。 |   |  |                       |                       |                   |                   |                   |                   |                   |        |
| 配偶者特別控除   | あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者(事業専従者である場合を除く)の前年中の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合、下表の控除額を控除できます。  |  |                       |                       |                   |                   |                   |                   |                   |        |
|   |   | 配偶者の合計所得金額   |                       |                       |                   |                   |                   |                   |                   |        |
|   |   | 48万円超<br>100万円以下                                       | 100万円超<br>105万円以下     | 105万円超<br>110万円以下     | 110万円超<br>115万円以下 | 115万円超<br>120万円以下 | 120万円超<br>125万円以下 | 125万円超<br>130万円以下 | 130万円超<br>133万円以下 | 133万円超 |
| 申告者の合計所得金額  | 900万円以下   | 33万円   | 31万円                  | 26万円                  | 21万円              | 16万円              | 11万円              | 6万円               | 3万円               | 0万円    |
|   | 900万円超950万円以下   | 22万円   | 21万円                  | 18万円                  | 14万円              | 11万円              | 8万円               | 4万円               | 2万円               | 0万円    |
|   | 950万円超1,000万円以下   | 11万円   | 11万円                  | 9万円                   | 7万円               | 6万円               | 4万円               | 2万円               | 1万円               | 0万円    |
| 扶養控除  | 令和5年12月31日(年の中で死亡した方は死亡した日)現在、あなたと生計を一にする親族(配偶者を除く)で、前年中の合計所得金額が48万円以下の場合、下表の控除額を控除できます。 ※16歳未満は扶養控除対象外です。  |  |                       |                       |                   |                   |                   |                   |                   |        |
|   | 扶養控除  | 対象者  |                       |                       | 控除額               |                   |                   |                   |                   |        |
|   | 一般扶養  | 平成17年1月2日～平成20年1月1日に生まれた方<br>昭和29年1月2日～平成13年1月1日に生まれた方 |                       |                       | 33万円              |                   |                   |                   |                   |        |
|   | 特定扶養  | 平成13年1月2日～平成17年1月1日に生まれた方                              |                       |                       | 45万円              |                   |                   |                   |                   |        |
|   | 老人扶養  | 昭和29年1月1日以前に生まれた方                                      |                       |                       | 38万円              |                   |                   |                   |                   |        |
| 同居老親等扶養   | 老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等と同居している方  |  |                       | 45万円                  |                   |                   |                   |                   |                   |        |
| 基礎控除  | 合計所得金額に応じて下表の控除額が適用されます。  |  |                       |                       |                   |                   |                   |                   |                   |        |
|   | 合計所得金額  | 2,400万円以下  | 2,400万円超<br>2,450万円以下 | 2,450万円超<br>2,500万円以下 | 2,500万円超          |                   |                   |                   |                   |        |
|   | 控除額   | 43万円   | 29万円                  | 15万円                  | 適用なし              |                   |                   |                   |                   |        |
| 雑損控除  | 前年中に災害、盗難等により家屋や家財に損失を受けた場合は、①か②のいずれか多い金額を控除できます。<br>計算式：①(損害金額 - 保険金等による補填額) - (総所得金額等の合計額×10%)<br>②(損害金額 - 保険金等による補填額)のうち、災害関連支出の金額 - 5万円   |  |                       |                       |                   |                   |                   |                   |                   |        |
| 医療費控除<br>※明細書添付必須   | 前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費について、①か②のいずれかを選択し、控除することができます。   |  |                       |                       |                   |                   |                   |                   |                   |        |
|   | ①(支払った医療費 - 保険金等による補填額) - (総所得金額等の合計額の5%の額と10万円のいずれか少ない金額) (上限200万円)<br>②〔特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入金額 - 保険金等による補填額 - 12,000円 (上限88,000円) ※特例欄にチェック  |  |                       |                       |                   |                   |                   |                   |                   |        |
| ※医療費控除をされる方は「医療費控除明細書」の添付が必須です。必ず作成した上で申告するようお願いします。<br>※医療費控除は支払った医療費を還付するものではありません。<br>税額を計算する際の所得控除となります。市民税・県民税が非課税の方や均等割のみの方、医療費控除適用前の所得控除金額が所得金額より大きい方は、医療費控除を申告しても税金の減額や還付はありません。                    |   |  |                       |                       |                   |                   |                   |                   |                   |        |
| 寄附金控除   | 地方公共団体(ふるさと納税)、新潟県共同募金会、日本赤十字社新潟県支部に対する寄附や新潟県・長岡市が条例で定める団体への寄附があった場合に住民税額から控除します。 ※申告書裏面に記載   |  |                       |                       |                   |                   |                   |                   |                   |        |
| 配当割額及び株式等譲渡所得割額   | 特定配当等に係る所得又は特定株式等譲渡所得における、配当割額又は株式等譲渡所得割額を申告した場合は、それぞれの金額の5分の3を市民税所得割額から、5分の2を県民税所得割額から控除します。 ※申告書裏面に記載<br>なお、上場株式等の配当所得等や譲渡所得等については、所得税と市民税・県民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和6年度(令和5年分)から課税方式が統一され、異なる課税方式を選択することができなくなりましたのでご注意ください。 |  |                       |                       |                   |                   |                   |                   |                   |        |

### ●郵送での提出について

郵送で提出する際は、マイナンバーカード又は、通知カード等の番号確認書類と運転免許証等の身元確認書類の写しを添付してください。また、申告内容確認のため、収入や所得の金額がわかる書類や、各種控除に必要な証明書等の書類を同封してください。証明書や申告書、添付書類については、下記住所に送付してください。

なお、添付書類の返送は原則行いません。原本が必要な方は、予め写しを同封してください。また、市の受付印を押印した申告書の控えの返送を希望される方は、返信用封筒(宛先を記入し、所要額の切手が貼ってあるもの)を同封してください。

### お問い合わせ先

〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10  
長岡市役所 市民税課 TEL：0258-39-2212

